

1. 現況と課題

(1)自治

自治基本条例

23区のうち、自治基本条例を制定しているのは5区。

(2)参画・協働

行政評価機関

23区のうち、公募区民が参画する行政評価機関を設置しているのは8区。

NPO法人認証数

新宿区内のNPO法人は平成18年6月末で444団体であり、区部平均の2.5倍となっている。また、その活動分野は社会教育、保健・医療・福祉、国際協力、学術・文化・芸術・スポーツ振興、子どもの健全育成などで特に多い。

協働事業

協働事業は漸増傾向であり、平成17年度には121事業ある。

協働事業は、「事業の実施」段階で実施されているものが最も多く、次いで「事業の計画策定」段階となっている。

(3)行財政

財政状況

歳入に占める特別区税の割合は、近年3割強で横ばいとなっている。実質単年度収支は、平成12年度以降は6年連続の黒字となっている。歳出を性質別経費で見ると、義務的経費は580億円を超える一方、投資的経費は100億円以下で推移している。

基金残高は、平成12年度まで減少傾向であったが、以後は増加傾向に反転している。

財政指標

経常収支比率は、平成11年度には97.0%に至ったが、平成17年度には79.4%まで改善している。

(4)地域コミュニティ

定住意向

定住意向をもつ区民の割合は、区全体で約7割を占めており、戸塚特別出張所管内、若松町特別出張所管内などで特に高い。

近所づきあいへの意識

区民の7割以上は近所づきあいは必要と考えており、強くそう感じている人の割合は居住年数が長い人ほど高くなっている。

町会・自治会の状況

新宿区の町会、自治会への加入率は近年低下傾向にあるが、町会・自治会活動は地域活動等への参加のための主要な場となっている。

地域センター・区民ホールの利用状況

区内の地域センター・区民ホールの利用状況は近年微増傾向にある。

<関連する個別計画>:

新宿区・地域との協働推進計画(2004年3月策定)

2. 区民の意識・意向と提案

区民の意識・意向

(以下、「平成17年度区民意識調査」)

区政への区民参画・協働による効果として「区政が区民に身近なものになる」(45.4%)「区政の透明性が高まる」(41.8%)が多い。「地区協議会」への参加意向は、「積極的に参加したい」が2.5%、「求められれば参加する」が20.6%、「参加したいが時間や暇がない」が27.9%であり、参加意向のある人が過半数である。一方、「参加したくない」が17.1%、「あまり参加したくない」が28.8%。「地区協議会」で取り組んでほしい課題として、「地域の防犯・安全対策」が40.9%と最も多く、次いで「地域の震災・水害対策」(26.3%)、「高齢者のいきがづくり」(22.8%)。新宿区に住み続けたい区民の割合:「ずっと住み続けたい」(64.9%)「住み続けたいが転出しなければならない」(7.3%)。

区民の提案(区民会議提言)

<区民による区民のための区政に向けて~参画・協働~ 1>

「参画・協働」の「哲学」を区民と行政が一緒につくり、共有化を図る()

区民提案を実現していくため、「区民会議」の経験を活かした参画の仕組みを構築する()

参画を促し地域の課題解決力を高めるため、地区協議会等の地域組織を充実させる()

協働を推進するため、NPOなどへの支援を充実させ、ネットワーク化を後押しする()

協働事業の推進にあたり、区民参画型事業評価などの制度を確立する()

多様な主体との協働・役割分担を明確にする()

行政の組織体制を整備する()

行政の体質改善・意識改革を図る()

<都市型コミュニティの創造に向けて~コミュニティ活動の推進~ 2>

地域の実態や地域情報を区民・行政間で広く共有し、地域課題を的確に把握する()

コミュニティ活動を充実させ、地域に根ざした自治をつくる()

コミュニティ活動推進人材の育成と確保()

コミュニティの活動拠点(施設面)の整備・拡充と利用の促進()

<自分たちのまちは自分たちでつくる~自治権の拡充に向けて~ 3>

区政やコミュニティへの関心を高め、自治の担い手を充実させる()

参加の仕組みを拡充し制度化する()

自治の理念・仕組みを明確化するために、自治基本条例を制定する()

自立した区政をつくる - 能率的な行財政体制の確立()

広域的な都市課題への対応()

<わたしたちで考え、わたしたちが進めるまちづくり 4>

自治に置く「補完性の原則」をまちづくりの中で明確化()

新 地区協議会を核とした地域主導のまちづくり()

新 地区協議会の役割、構成と運営()

エリアマネジメントによるまちづくり()

地区間連携によるまちづくり支援()

地区計画のまちづくりとまちを保全するための新しい都市計画制度の導入()

自治活動の柱立てとしてまちづくりを位置づけ区民の多様な参加を誘う態勢づくり()

NPOの力の活用()

企業の地域参画の仕組み作り()

新宿区エリアマネジメント協議会()

総合計画、都市計画、建築、景観関係の委員会、審議会への区民参加()

区民の声を実現していくための仕組みづくり()

まちづくり情報の普及・共有方策()

地区別予算の確保や、地域による事業提案制度の確立()

新しいまちづくり財源確保のための仕組みづくり()

まちづくりのソフトに対する予算づけ()

単年度予算の仕組みからの脱却()

まちづくりのための税制上の支援制度の検討()

3. 区民提言書を踏まえた新しい計画における審議項目



区民による区民のための区政に向けて～参画・協働～

- * 「区民の区民による区民のための区政」の実現のために、「(仮)自治基本条例」の制定、区民参加型事業評価組織の設置など参画・協働のための仕組みが打ち出されている。
また、区民ニーズに基づく地域の特性を生かした事業が、NPO・ボランティア団体など地域の多様な主体により展開されるための仕組みが提案されている。

都市型コミュニティの創造に向けて～コミュニティ活動の推進～

- * 地域情報の共有化を進め、地域共同体としてのコミュニティを構築する新たなしくみづくりを行い、専門的な人材の育成と確保のもと、コミュニティ活動拠点を活用し、地域に根ざした区政・自治を行うための方策が提案されている。

自分たちのまちは自分たちでつくる～自治権の拡充に向けて～

- * 自治、分権の時代にふさわしい「新たな自治の理念・仕組み」の構築のために、区民自身の意識啓発を行い区政やコミュニティへの関心を高め、参加のしくみを拡充・制度化するとともに、自治基本条例の制定、能率的な行財政体制の確立など自治の理念・仕組みを確立することが提案されている。

わたしたちで考え、わたしたちが進めるまちづくり

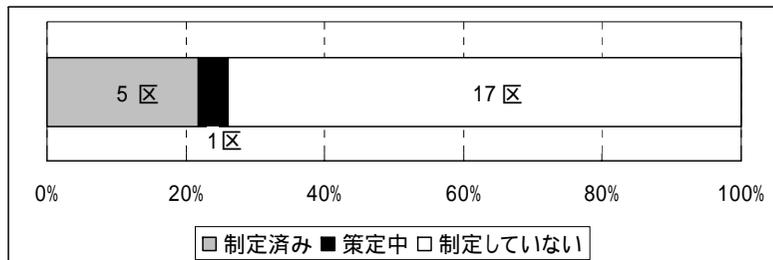
- * 地方分権、自治の時代の都市計画やまちづくりについて、「地区で考え、地区で行動するまちづくり」、「まちづくりにいつでもどこでも誰でも参加できる仕組み」など具体的な施策が打ち出されている。

(1) 自治

自治基本条例

23区のうち、自治基本条例を制定しているのは5区。

図1-1 特別区における自治基本条例の策定状況



注)平成18年9月15日現在
資料)各区への電話ヒアリング調査により作成

参考：自治基本条例とは

自治に関する基本的な事項を定めた条例である。自治の理念や基本的な制度や権利を内容とする条例で、そこから自治基本条例は「自治体の憲法」ともいわれる。「協働社会をつくる条例」(ぎょうせい)より抜粋)

地方分権や地方自治への住民参加が進む中で、自治体、住民、企業等の多様な主体が協働しながら自治を実現していくためのルールづくりが求められ、自治基本条例の策定が広がっている。

表1-1 特別区が制定した(策定中を含む)自治基本条例の概要と特徴

区名	条例名	施行年月
文京区	「文の京」自治基本条例	平成17年4月
4つの基本理念を基に、情報の公開・共有、区民が区政に関する公共的な提案をする制度、重要事項について直接区民の意思を確認する住民投票制度を設けている。		
中野区	自治基本条例	平成17年4月
5つの基本原則のもとに、パブリックコメントの実施条件、住民投票の設置及び請求条件等について定めている。		
杉並区	自治基本条例	平成15年10月
審議会や懇談会等への区民の参加、18歳以上の区民の50分の1以上の署名で請求できる住民投票制度、パブリックコメント等について規定している。		
豊島区	豊島区の自治推進に関する基本条例	平成18年4月
2つの基本理念と4つの基本原則のもとに、審議会等の区民委員公募の原則、住民投票制度の設置、地域における協議会の設置等について定めている。		
足立区	自治基本条例	平成17年4月
4つの基本原則のもとに、情報の公開及び提供、パブリックコメントの実施、住民投票の実施等について定めている。		
練馬区	(仮称)練馬区自治基本条例	策定中
執行機関への参加・参画として政策提案制度・予算提案制度、政策評価への区民参加、議会への参加・参画として議案提案制度などの制定を提案している。		

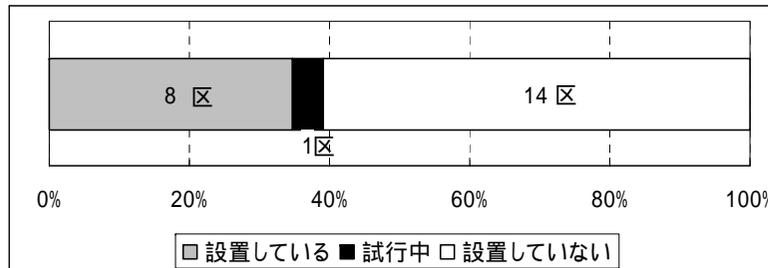
注)練馬区は「(仮称)練馬区自治基本条例を考える区民懇談会提言」(平成18年7月より抜粋)
資料)各区ウェブサイトより作成

(2) 参画・協働

行政評価機関

23区のうち、公募区民が参画する行政評価機関を設置しているのは8区。

図1-2 公募区民が参画する外部評価機関設置状況



資料)各区ウェブサイト及び電話ヒアリングにより作成

表1-2 公募区民が参画する行政評価機関の概要と特徴

区名	設置機関名	公募区民委員数
世田谷区	行政評価(外部評価)委員会	8人中4人(平成17年度)
年度ごとに委員会外部評価のテーマを設定し、区による自己評価結果(政策・施策)の中から評価対象にする政策・施策の選定を行う。		
中野区	中野区外部評価委員会	9人中6人(平成18年度)
外部評価委員は、区の自己点検(一次評価)を踏まえて、「区民への成果」「投入費用の削減」「事業の実績値」について、基準に従い点数を付け、合計点をもって総合評価を決定。		
豊島区	豊島区外部評価委員会	14人中6人(平成18年度)
平成18年度の評価対象は、21の施策の行政評価と区との関連が深い公益法人のうちから2法人の経営評価であり、委員会は全体会と4~5名ずつに分かれた3つの部会によって運営。		
板橋区	板橋区行政評価委員会	6人中1人(平成18年度)
区が行う施策や事務事業に対する各主管課での一次評価結果に基づき、外部評価を行うための委員会やヒアリングを実施し、外部評価をまとめ、区長にその評価結果を報告。		
練馬区	練馬区行政評価委員会	13人中5人(平成17年度)
区が行う特定施策の評価について内容を評価することに加え、区の評価制度について、評価内容、評価手順など信頼性を高め、定着を進める観点から評価、改善点等について提言。		
足立区	区民評価委員会	12人中8人(平成17年度)
区が行った評価を区民の視点から検証、評価すると共に、行政評価制度に対する提言を実施。		
葛飾区	行政評価委員会	24人中8人(平成18年度)
平成17年度は、庶務事務等を除く793の事務事業を対象に行政評価委員会、所管課長のいずれかが評価を実施し、また、内部管理的な施策を除く65施策を試行評価。		
江戸川区	江戸川区外部評価委員会	6人中2人(平成17年度)
区が実施する区民生活に大きく関わる事業など約250事業のうち、43事業について、平成14年度から16年度の実績に基づき、事務事業の分析、評価を実施。		

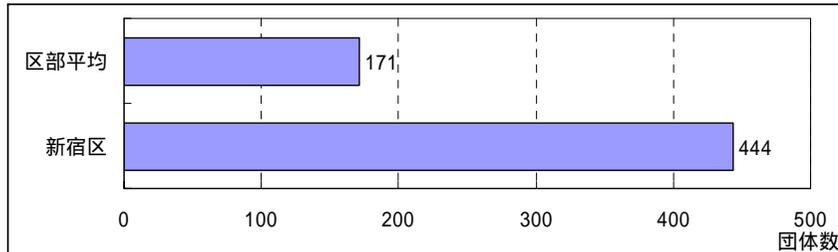
資料)各区ウェブサイト及び電話ヒアリングにより作成

(2) 参画・協働

NPO法人認証数

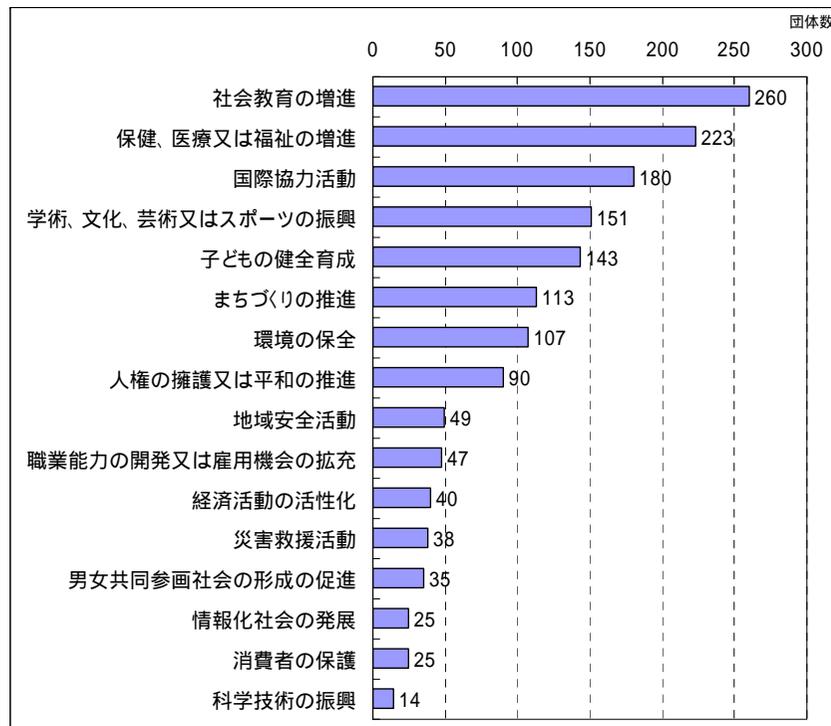
新宿区内のNPO法人は平成18年6月末で444団体であり、区部平均の2.5倍となっている。また、その活動分野は社会教育、保健・医療・福祉、国際協力、学術・文化・芸術・スポーツ振興、子どもの健全育成などで特に多い。

図1-3 新宿区と区部平均のNPO法人認証数比較



資料) '特定非営利活動法人設立認証数及び申請数一覧表'(東京都生活文化局 平成18年6月30日)より作成

図1-4 区内の活動分野別NPO法人認証数

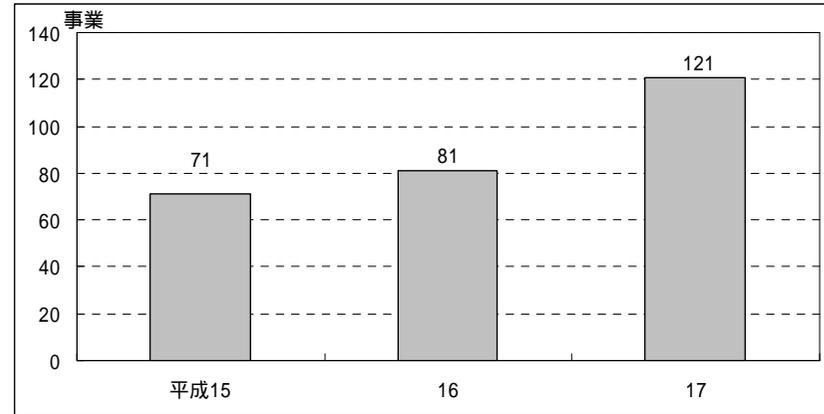


注) 1団体が複数の活動分野で登録しており、NPO法人総数は444団体(平成18年6月30日現在)
資料) '新宿区内認証団体一覧'(新宿区)より作成

協働事業

協働事業は漸増傾向であり、平成17年度には121事業ある。

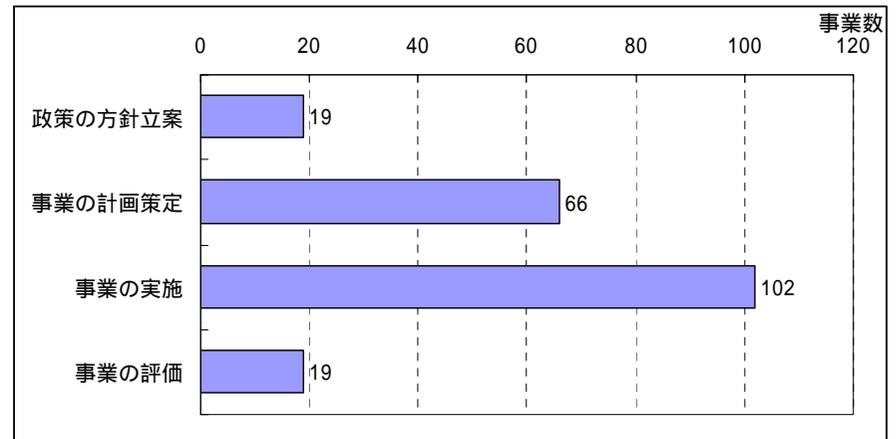
図1-5 協働事業の推移



備考) ここでの協働事業とは、「営利を目的としない地域団体やボランティア、NPOなどと区がそれぞれの役割分担を定めて行う社会貢献事業」を指す。
資料) 新宿区資料より作成

協働事業は、「事業の実施」段階で実施されているものが最も多く、次いで「事業の計画策定」段階となっている。

図1-6 平成17年度 協働事業の中身



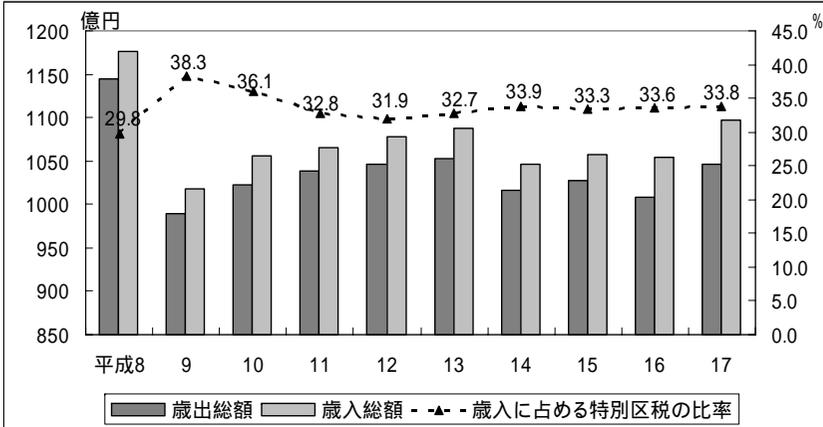
備考) 平成17年度の協働事業総数は121事業。上記は1事業複数カウント有り。
資料) 新宿区資料より作成

(3) 行財政

財政状況

歳入に占める特別区税の割合は、近年3割強で横ばいとなっている。

図1-7 新宿区の歳出・歳入規模及び歳入に占める特別区税の割合

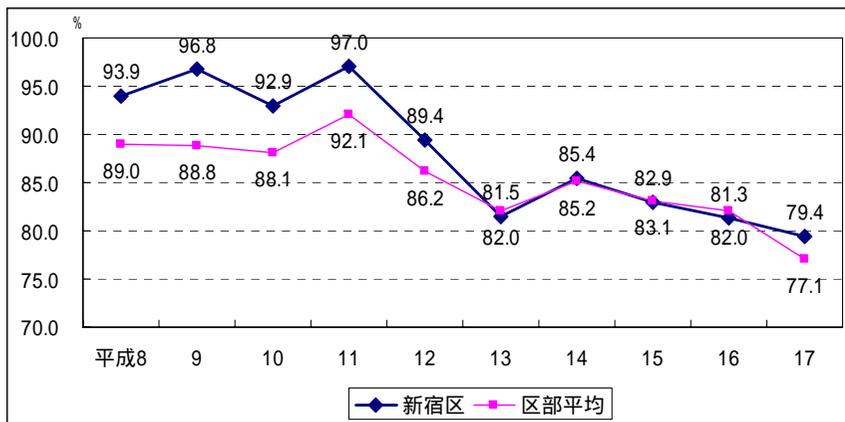


資料)「新宿区の財政について」(平成17年12月)等より作成

財政指標

経常収支比率は、平成11年度には97.0%に至ったが、平成17年度には79.4%まで改善している。

図1-11 新宿区と区部平均の経常収支比率の推移

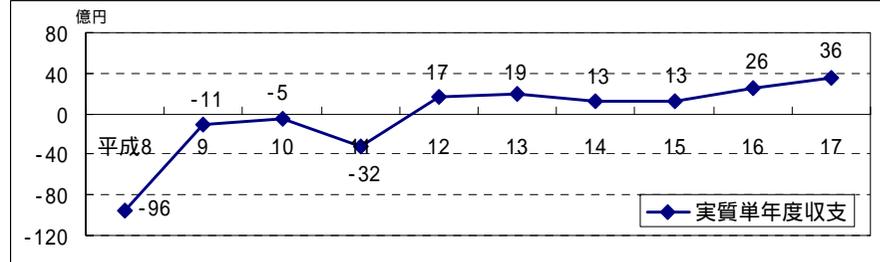


備考) 経常収支比率: 経常的経費に充当された一般財源の額が、一般財源、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。数値が低いほど財政構造の弾力性があるとされ、都市にあっては70-80%にあるのが望ましいとされている。

減税補てん債: 国の減税政策により個人住民税の減税が実施された場合、その減収額を埋めるために借入れる地方債
臨時財政対策債: 地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例債として発行される地方債
資料)「新宿区の財政について」(平成17年12月)等より作成

実質単年度収支は、平成12年度以降は6年連続の黒字となっている。

図1-8 新宿区の実質単年度収支の推移

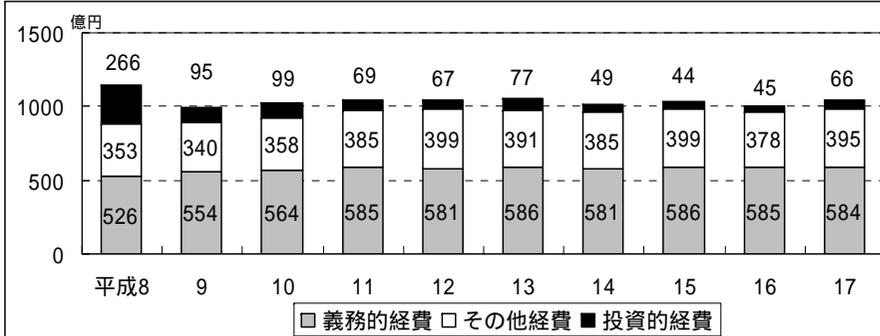


備考) 実質単年度収支: 財源の年度間調整を行う財政調整基金の積立て・取り崩しを全く行わないとして歳入決算額から歳出決算額を差し引いたもの

資料)「新宿区の財政について」(平成17年12月)等より作成

歳出を性質別経費で見ると、義務的経費は580億円を超える一方、投資的経費は100億円以下で推移している。

図1-9 新宿区の性質別経費の推移



備考) 義務的経費: その支出が義務づけられ任意に削減できない経費(職員人件費、生活保護等の扶助費等)

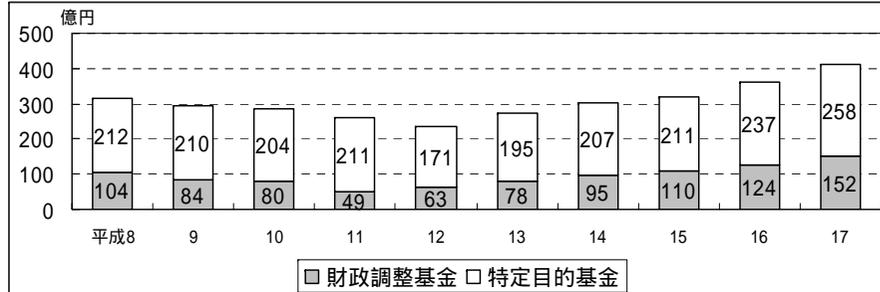
投資的経費: 道路、学校、各種公共施設の用地の取得や建設事業など社会資本の整備に要する経費

その他の経費: 上記以外の経費(物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金など)

資料)「新宿区の財政について」(平成17年12月)等より作成

基金残高は、平成12年度まで減少傾向であったが、以後は増加傾向に反転している。

図1-10 新宿区の基金残高の推移



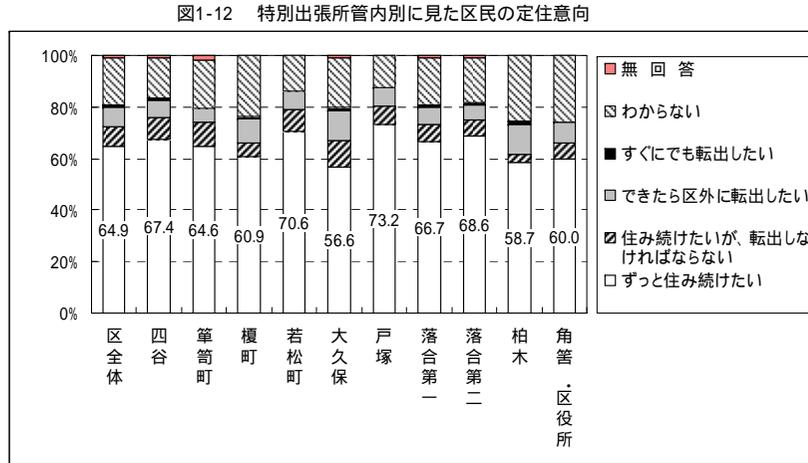
備考) 新宿区では年度間の財政調整を図るための財政調整基金や特定の事業に充てるための特定目的基金など17の基金を設置

資料)「新宿区の財政について」(平成17年12月)等より作成

(4) 地域コミュニティ

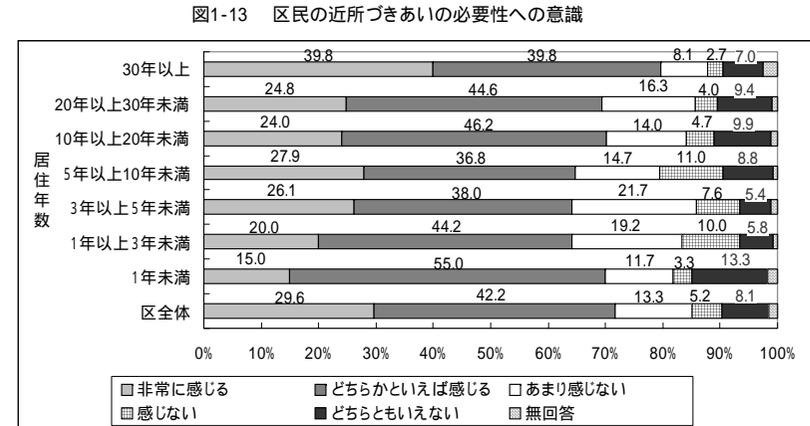
定住意向

定住意向をもつ区民の割合は、区全体で約7割を占めており、戸塚特別出張所管内、若松町特別出張所管内などで特に高い。



近所づきあいに関する意識

区民の7割以上は近所づきあいは必要と考えており、強くそう感じている人の割合は居住年数が長い人ほど高くなっている。



町会・自治会の状況

新宿区の町会、自治会への加入率は近年低下傾向にあるが、町会・自治会活動は地域活動等への参加のための主要な場となっている。

図1-14 町会・自治会への加入世帯数と加入率の推移

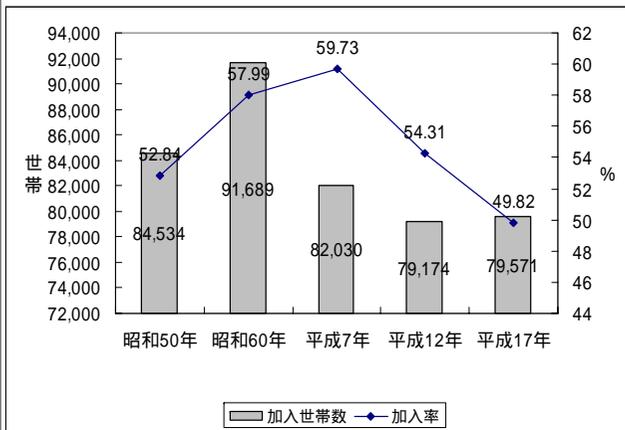
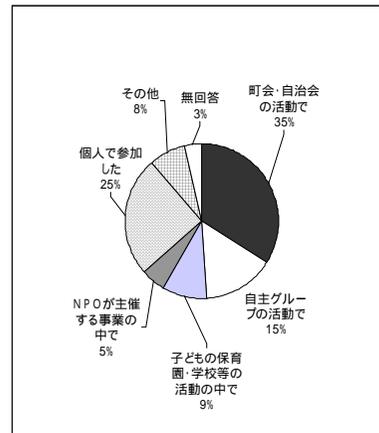


図1-15 ボランティア活動や地域活動への参加形態



地域センター・区民ホールの利用状況

区内の地域センター・区民ホールの利用状況は近年微増傾向にある。

図1-16 区内の地域センター・区民ホールの年間延べ利用件数

